

第71期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号
シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する
譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等
及び内容の決定の件

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2021年6月28日(月曜日)午後5時30分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、廃止させていただきました。

また、新型コロナウイルスの感染予防のため、極力郵送または電磁的方法にて議決権の事前行使をご検討下さい。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からでもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2750/>



株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年から感染が拡大している新型コロナウイルスの被害に遭われた皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ最前線でご尽力されている皆さまに、深謝申し上げます。

ここに当社第71期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の事業の概況と決算についてご報告申し上げます。

「ともに考え、ともに働き、ともに栄えよう」の経営理念にもとづき、世界の食の幸せに貢献できるように、経済的価値、社会的価値の両立を推進して、企業価値の向上に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長

石脇 智広



経営理念

ともに考え ともに働き ともに栄えよう

私たち石光商事グループは
社会に必要とされ続ける企業、
社会から愛され続ける企業を目指します。
日本で、そして世界で、
私たちは食の幸せに貢献します。

目 次

● 第71期定時株主総会招集ご通知	3	第71期定時株主総会招集ご通知添付書類	
● 株主総会参考書類	7	● 事業報告	17
第1号議案 取締役7名選任の件	7	● 連結計算書類	33
第2号議案 監査役1名選任の件	12	● 計算書類	35
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	13	● 監査報告書	37
第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する 譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等 及び内容の決定の件	14	● 会社情報・株主メモ	42
		● 中期経営計画進捗	43

株 主 各 位

証券コード 2750

2021年6月7日

神戸市灘区岩屋南町4番40号

石光商事株式会社

代表取締役社長 石 脇 智 広

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（5～6頁）に従いまして、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

② 場 所 神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号

シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

③ 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第71期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第71期連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |
| 第4号議案 | 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件 |
- 以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装(クールビズ・ノーネクタイ)にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を書面による郵送又はインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.ishimitsu.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.ishimitsu.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - (1) 事業報告の会社の体制及び方針
 - (2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - (3) 連結計算書類の連結注記表
 - (4) 計算書類の株主資本等変動計算書
 - (5) 計算書類の個別注記表
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイト(<https://www.ishimitsu.co.jp/ir/library/other/>)に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分入力分まで

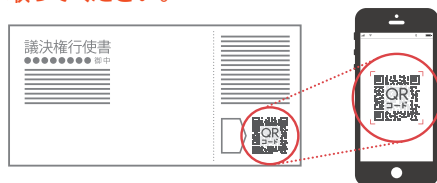
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用(接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

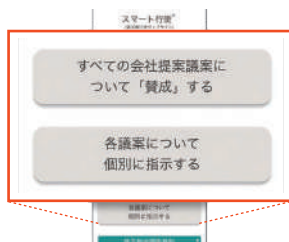
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

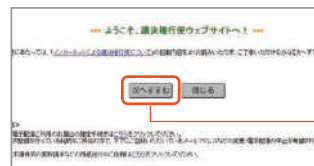
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

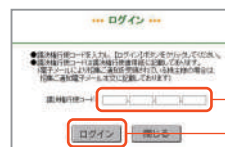
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

☎ 0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	再任	いし わ き 石 脇 とも ひろ 智 広	代表取締役社長	100% (14回/14回)
2	再任	な か の 中 埜 あ き お 晶 夫	取締役副社長	100% (14回/14回)
3	再任	よ し か わ 吉 川 む ね と し 宗 利	取締役 管理部門長	100% (14回/14回)
4	再任	ほ ん ま 本 間 こ う ぞ う 孝 三	取締役 食品部門長	100% (10回/10回)*
5	再任	お の 小 野 と も あ き 智 昭	取締役	100% (14回/14回)
6	再任	こ ん ど う 近 藤 た だ し 直	取締役	100% (14回/14回)
7	再任	よ し む ら 吉 村 み き 美 紀	取締役	100% (14回/14回)

※印は、2020年6月26日就任以降開催の取締役会への出席状況であります。

1

いしわき ともひろ
石脇 智広

(1969年12月23日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)入社
2001年3月 当社入社 研究開発室長
2012年6月 当社執行役員 研究開発室長
2014年6月 当社取締役 執行役員 研究開発室長
2015年4月 当社取締役 執行役員 コーヒー・飲料部門長
兼研究開発室長
2016年6月 当社代表取締役社長執行役員研究開発室長
2019年4月 当社代表取締役社長(現任)

● 重要な兼職の状況

石光商貿(上海)有限公司董事長
シーカフェ(株)代表取締役社長

● 取締役候補者とした理由

石脇智広氏は、研究開発・品質保証に関する豊富な知識・経験をもとに、様々な分野からコーヒー文化の普及に尽力しております。2012年に執行役員として業務執行に携わり、2014年から取締役として企業経営に参画、2016年代表取締役就任とともに、「世界の食の幸せに貢献する」を理念とする中期経営計画を立案し、優れたリーダーシップで持続的な成長、社会的価値と企業価値の両立に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。

再任

所有する
当社株式の数

22,700株

2

なかの あきお
中埜 晶夫

(1953年9月4日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 (株)日本長期信用銀行(現 (株)新生銀行) 入行
2004年11月 イーグル工業(株)入社
2010年7月 (株)雪国まいたけ入社
2011年9月 当社入社
2012年6月 当社執行役員 海外事業副部門長
2013年6月 当社取締役 執行役員 経営企画室長
2015年4月 当社取締役 執行役員 経営刷新室長
2016年6月 当社取締役副社長執行役員経営刷新室長
2018年4月 当社取締役副社長執行役員
2019年4月 当社取締役副社長海外事業部門長
2021年4月 当社取締役副社長(現任)

● 取締役候補者とした理由

中埜晶夫氏は、金融機関及び事業会社で、為替等の市場業務、経営機関事務局、海外でのM & Aを含む事業再編等の経験を有しております。2012年に執行役員として、海外子会社立ち上げ等業務執行に携わり、2013年から取締役として、中期経営計画の立案・事業構築、グローバルビジネスの推進、財務健全・強化に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。

再任

所有する
当社株式の数

45,600株

3

よし かわ むね とし

吉川 宗利

(1957年10月5日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2008年4月 当社管理部門長補佐
兼総務人事チームリーダー
2008年6月 当社取締役 総務人事チームリーダー
2009年4月 当社取締役 管理部門長補佐
2009年6月 当社執行役員 管理部 総務・経理担当
2011年4月 当社執行役員 管理副部門長
2017年4月 当社執行役員 管理部門長
2017年6月 当社取締役執行役員管理部門長
2019年4月 当社取締役管理部門長(現任)

● 取締役候補者とした理由

吉川宗利氏は、経理、総務、人事等の管理業務の知識・経験を有しております。2009年に執行役員として、業務執行に携わり、2017年から当社取締役として企業経営に参画し、様々な業務改革に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

再 任

所有する
当社株式の数

2,700株

4

ほ ん ま こう ぞう

本間 孝三

(1958年5月6日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2009年4月 当社コーヒー・飲料部門長補佐兼コーヒー飲料チームリーダー
2009年6月 当社執行役員 コーヒー飲料チームリーダー
2012年6月 当社コーヒー加工品カテゴリーマネージャー兼コーヒー加工品チームリーダー
2013年4月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)出向
2013年6月 関西アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役社長
2020年6月 当社取締役食品部門長(現任)

● 取締役候補者とした理由

本間孝三氏は、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2009年に執行役員として業務執行に携わり、2013年から当社子会社関西アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役として企業経営に携わり、事業効率化を先導し、着実な成長を推進しました。その経験から2020年当社取締役として、食品部門を統轄し、営業基盤強化、在庫削減に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

再 任

所有する
当社株式の数

3,000株

5 おのともあき 小野 智昭 (1959年1月2日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年8月	当社入社
2008年4月	当社コーヒー・飲料部門長補佐兼東京コーヒーチームリーダー 兼東京支店長
2009年6月	当社執行役員 コーヒー・飲料部門コーヒー生豆担当 兼東京支店長兼東京コーヒーチームリーダー
2011年4月	当社執行役員 コーヒー生豆カテゴリーマネージャー 兼東京支店長
2016年6月	当社執行役員 コーヒー・飲料部門長 兼コーヒー生豆カテゴリーマネージャー兼東京支店長
2017年4月	当社執行役員 コーヒー・飲料部門長兼東京支店長
2017年6月	当社取締役執行役員コーヒー・飲料部門長 兼東京支店長
2019年4月	当社取締役コーヒー・飲料部門長
2020年3月	東京アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)

● 重要な兼職の状況

東京アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役社長

6 こんどう 近藤 直 (1951年5月26日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	味の素(株)入社
1996年7月	同社冷凍食品部家庭用グループ長
2000年10月	味の素冷凍食品(株)出向 常務取締役 マーケティング本部長 兼家庭用部長
2006年6月	同社専務取締役 マーケティング 本部長
2007年6月	同社取締役 専務執行役員 マーケティング本部長
2010年6月	味の素製菓(株)(現 EAファーマ(株)) 常勤監査役
2015年6月	当社取締役(現任)

● 取締役候補者とした理由

小野智昭氏は、コーヒー業界における豊富な知識と経験を有しております。2009年に執行役員として業務執行に携わり、2017年から当社取締役として、プレミアムコーヒーの拡販、コーヒーを通じて海外グループ企業の成長に尽力いたしました。2020年に当社子会社となりました東京アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役として、営業基盤強化、在庫削減等企業価値向上に取り組んでおります。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

再 任**所有する
当社株式の数****13,000株**

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

近藤直氏は、食品業界において卓越したマーケティング戦略で企業価値向上に取り組まれ、その間に培われた豊富な知識・経験を有しておられます。2015年より取締役に就任してからは、高い知見をもとに独立した立場で重要な意思決定や経営全般の監督に十分な役割を果たしていただいております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

● 独立性について

近藤直氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再 任**社 外 取 締 役****独 立 役 員****所有する
当社株式の数****一 株**

7 よしむら みき 吉村 美紀 (1972年4月16日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年4月 東京パシフィックビジネスカレッジ 国際交流ディレクター
- 2001年9月 (有)エムスリー（現 SDGパートナーズ(有)）設立 取締役（現任）
- 2010年11月 国連プロジェクトサービス機関 パキスタン事務所入所
- 2011年4月 国連人間居住計画（国連ハビタット）パキスタン事務所入所
- 2013年8月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 政策提言オフィサー
- 2014年8月 国連世界食糧計画（国連WFP）日本事務所 民間連携推進マネージャー
- 2019年6月 コマニー(株)取締役（現任）
- 2019年6月 当社取締役（現任）
- 2020年3月 (株)SDGインパクト取締役

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

吉村美紀氏は、海外を志しキャリアを開かれ、国連に入り途上国の居住環境や食料問題に取り組み、SDGsの達成と企業活動の在り方について様々な取り組みをされておられます。2019年より当社取締役に就任してからは、SDGsの観点で独立した立場から重要な意思決定や経営全般の監督に十分な役割を果たしていただいております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

● 独立性について

吉村美紀氏は、社外取締役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

再任

社外取締役

独立役員

所有する
当社株式の数

1,000株

取締役候補者に関する特記事項

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 当社は、近藤直氏、吉村美紀氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、取締役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者の任期中である2021年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役藤井啓吾氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ じ い け い ご
藤井 啓吾 (1955年10月19日生)

● 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年4月 ㈱日本長期信用銀行(現 ㈱新生銀行) 入行
2001年4月 流通科学大学 サービス産業学部助教授
2005年4月 同大学 サービス産業学部教授
2014年4月 同大学 副学長
2017年6月 当社監査役(現任)
2020年4月 流通科学大学 学長(現任)

● 社外監査役候補者とした理由

藤井啓吾氏は、金融機関における豊富な知見を有し、教職を通じ会社関連の法務に通暁しておられることから、当社における監査機能の充実の役割を担うことができると考え、監査役候補者として選任をお願いするものであります。また、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

● 独立性について

藤井啓吾氏は、社外監査役候補者であり当社の「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしているため、独立役員として同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認される場合、引き続き独立役員とする予定であります。

社外監査役

独立役員

所有する
当社株式の数

1,000株

監査役候補者に関する特記事項

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は藤井啓吾氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する最低限度額であります。
同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、取締役・監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者はその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても補填されません。また、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、候補者の任期中である2021年7月1日に当該保険契約を更新する予定にしております。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において、取締役の報酬額は、年額2億1,600万円以内(うち社外取締役分は1,200万円以内)、監査役報酬の報酬額を年額3,600万円以内とご承認いただき現在に至っております。株式会社東京証券取引所が実施する市場区分の再編(2022年4月)に伴う職責の拡大、経済情勢の変化等、なかんずくガバナンス強化のための社外役員の充実を勘案し、取締役の報酬額を年額2億5,000万円以内(うち社外取締役分は5,000万円以内)、監査役の報酬額を年額5,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当該取締役報酬額改定につきましては、「取締役等の報酬等の決定方針」(28ページ「4.(4)①」記載)に沿った内容となって相当であると判断しております。

現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)であり、第1号議案が原案の通り承認可決されますと取締役は7名(うち社外取締役2名)となります。また、現在の監査役は3名(うち社外監査役2名)であり、第2号議案が原案の通り承認可決されますと監査役は3名(うち社外監査役は2名)となります。

第4号議案**取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件**

当社の取締役の報酬額については、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において、年額2億1,600万円以内(うち社外取締役分は1,200万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいておりますが、第3号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬額は年額2億5,000万円以内(うち社外取締役分は5,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)となります。

今般、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象役員」といいます。)に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに対象役員の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。また、各対象役員への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)であり、第1号議案が原案の通り承認可決されますと取締役は7名(うち社外取締役2名)となります。

本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、「取締役等の報酬等の決定方針」(28ページ「4.(4)①」記載)に沿った内容となっており、相当であると判断しております。

【本制度の内容】**対象役員に付与する譲渡制限付株式に関する事項**

当社は対象役員に対して、譲渡制限付株式の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。なお、支給される金銭報酬債権の金額は、全社業績・部門業績等の達成度に応じて決定いたします。

対象役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直

近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象役員との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、本株式の払込期日(以下「本払込期日」といいます。)から当社の取締役の地位を退任した時点まで(以下「本譲渡制限期間」といいます。)の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

対象役員が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社の取締役の地位を退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、本譲渡制限期間中、死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

ご参考

当社の「社外役員の独立性判断基準」

当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合、社外取締役及び社外監査役(以下、社外役員)に独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行者等ではないこと。
2. 当社の主要株主又はその業務執行者等ではないこと。
3. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等ではないこと。
4. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者等ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの業務執行者等ではないこと。
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者ではないこと。
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等(法人・組合等の団体の場合はその団体に所属する者)ではないこと。
9. 現在及び過去3年間に於いて、上記2～8に掲げる者ではないこと。
10. 上記1～9に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族ではないこと。
11. 当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
12. 当社の社外役員として、通算の在任期間が8年を超えないこと又は通算の在任期間が8年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。

(注) 1. 「当社グループ」とは、当社及び当社の関係会社をいう。

2. 「業務執行者等」とは、取締役・監査役(社外役員除く)、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人。

3. 「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。

4. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における(連結)売上高2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

5. 「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループの直近事業年度における(連結)売上高2%以上を当社グループに対して支払いを行っている者をいう。

6. 「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。

7. 「多額の金銭」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上又は団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の(連結)売上高の2%以上をいう。

以上

2020年4月1日から2021年3月31日まで

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの影響を受け急激に落ち込んだ後、その反動もあり徐々に回復しましたが、ウイルス変異株の拡大等もあり、それに対処するため経済活動を抑制せざるを得ず、停滞感の強い状況が続くことになりました。

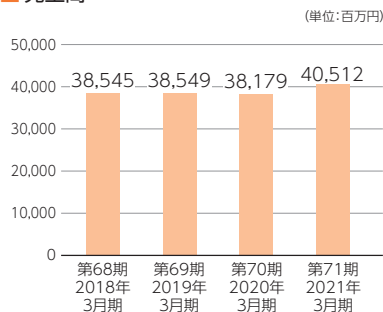
海外に関しては世界に先駆けて経済活動を再開した中国と公共投資を活性化させている米国の経済成長が顕著になっておりますが、欧州は新型コロナウイルス感染拡大による停滞がなお続いております。各国でワクチンの実用化が進められているものの、新型コロナウイルス前の経済水準への回復にはなお相当程度の時間を要する見込みです。

当社グループの主力マーケットである食品業界におきましても、新型コロナウイルスの影響は大きく、特に外食産業が感染防止のための営業制限や自粛を余儀なくされ、厳しい経営環境が続いております。

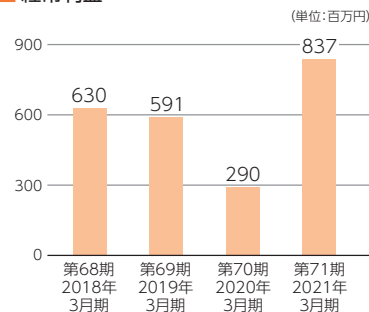
当社グループの業績に影響を与える為替相場におきましては、期初1ドルあたり107～108円近辺で始まり、2月頃までの比較的長い期間100円台半ばのやや円高傾向の狭いレンジ内で推移していましたが、その後バイデン政権のインフラ投資計画による米国債金利上昇の影響を受けドル高円安傾向が強まり、期末では110円台となりました。

コーヒー業界におきましては、コーヒー相場は期初の1ポンドあたり119.55セントからスタート、

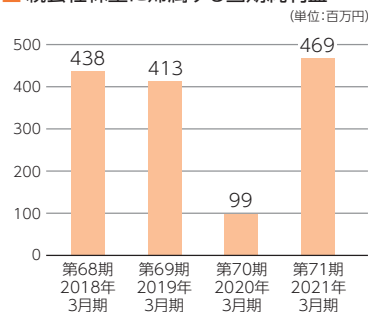
■ 売上高



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



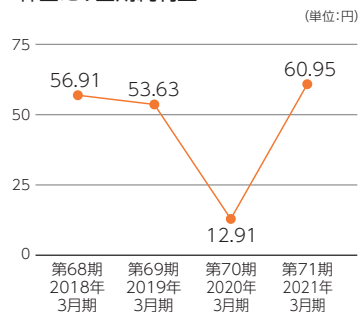
緩やかに相場は下落し、6月から7月前半は100セント前後で比較的安定的に推移いたしました。その後、生産国における新型コロナウイルス感染拡大による供給不安や認証在庫の減少等を材料視した投機筋が市場で買い上げ、9月初めには134セント台まで上昇いたしました。ブラジルの降雨情報を受け、11月初めには一時102セント台をつけるまで下落いたしました。しかしながら相場はその後安定せず、ブラジルが裏年にあたること等による減産懸念の高まりから2月末近くには140セント台まで押し上げ、3月末では123.50セントとなりました。

このような状況のなか、当社グループは、外食関連が新型コロナウイルスの影響を受けておりますが、費用の節減を進めると同時に市場変化に対応し、家庭用のコーヒーバッグや中食関連、量販店向け商品の販売、輸出においても自社開発商品や小売り向け販売ルートを持つ顧客への販売に注力いたしました。さらに連結子会社となった東京アライドコーヒーロースターズ株式会社との統合効果を高めるとともに、デジタル化に即して働き方改革や諸改革を推進、中期経営計画「(アイ)プロジェクト」に掲げている社会的課題の解決＝社会的価値の追求にも継続して取り組んでおります。

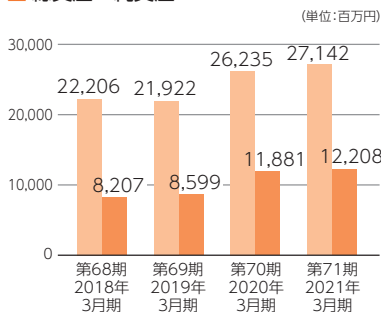
その結果、当連結会計年度における売上高は40,512百万円(前年同期比6.1%増加)、売上総利益は6,289百万円(前年同期比12.3%増加)、営業利益は910百万円(前年同期比146.8%増加)、経常利益は837百万円(前年同期比188.3%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は469百万円(前年同期比372.3%増加)となりました。

なお、上記の数字には、前連結会計年度末近くに連結子会社化いたしました東京アライドコーヒーロースターズ株式会社の業績が、決算期のズレを踏まえた企業結合上、9か月分(売上高4,202百万円)含まれております。

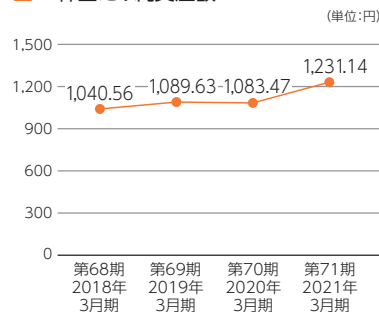
■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産 / 純資産



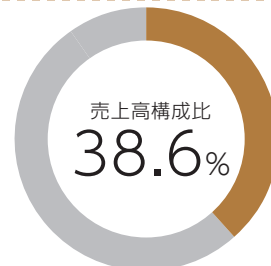
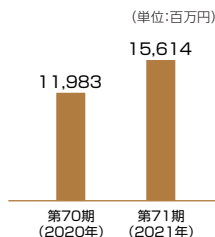
■ 1株当たり純資産額



コーヒー・飲料部門

売上高

156億1千4百万円



● コーヒー飲料原料

コーヒー生豆は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響により、喫茶店やコーヒーチェーン店卸、オフィスや観光業向け等で業務用の販売量が減少しております。一方、通信販売や量販店向け、連結子会社が担う自家焙煎店卸等の家庭用ルートは引き続き販売量が増加いたしました。輸出においては連結子会社である中国現地法人を核とした中国市場への販売と家庭用ルートに生豆を卸す台湾顧客向けの販売量が増加いたしました。また飲料事業については、業務用の販売量が減少いたしました。

なお、連結子会社となった東京アライドコーヒーロースターズ株式会社への原料売上高が連結消去処理により、前年同期に比べて減少しております(同社の製品販売実績はコーヒー飲料製品で計上しております)。

その結果、コーヒー飲料原料の売上高は前年同期比5.5%減少いたしました。



ブラジル ダ・ラゴア農園/
サステナブルな取組を行う農園

● コーヒー飲料製品

レギュラーコーヒーは、昨年7月に新設したコーヒーバッグ充填ラインにより増産体制が整い、新型コロナウイルス感染拡大による家庭内需要増加に応える事が可能となり、販売量が大きく増加いたしました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大により、大手外食チェーン店向けのレギュラーコーヒーの販売が減少いたしました。

なお、前年同期比の主な増加要因は連結子会社となった東京アライドコーヒーロースターズ株式会社の売上高(4,202百万円)が計上されたことによるものであります。

その結果、コーヒー飲料製品の売上高は前年同期比79.1%増加いたしました。



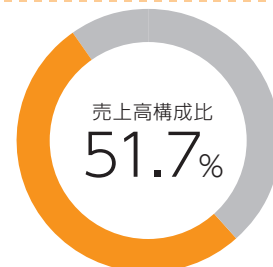
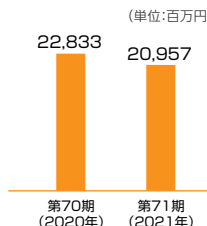
Global Goals Coffee/コーヒー抽出かす
を燃料に焙煎し製造したコーヒーバッグ

これらの理由により、コーヒー・飲料部門の売上高は15,614百万円と前年同期比30.3%の増加となり、売上総利益は2,790百万円と前年同期比34.3%の増加となりました。

食品部門

売上高

209億5千7百万円



● 加工食品

ドライ商品は、メーカー向け原料、メディカル・老健給食向けの販売は拡大することができたものの、新型コロナウイルス感染拡大による行動自粛で外食需要が落ち込み、フルーツ缶詰、野菜缶詰及びイタリアン食品の販売が全般的にマイナスとなったことで、売上高は前年同期比15.9%減少いたしました。

フローズン商品は、量販総菜向けの魚フライ商品は販売が増加いたしました。飲料メーカー向け原料、ブラッドオレンジジュース、チーズ等の落ち込みにより、売上高は前年同期比13.2%減少いたしました。

メーカー商品はドライ、フローズンともに外食市場向けの販売が中心であることから外出自粛の影響を受け、売上高は前年同期比27.6%減少いたしました。

その結果、加工食品の売上高は前年同期比21.8%減少いたしました。



鶏肉加工品

● 水産及び調理冷食

水産は、回転寿司チェーン店での寿司ネタフェア・限定企画での採用、量販総菜向けエビやイカ・タコの販売は増加いたしました。コロナ禍による外食需要全般の落ち込み、特に観光地宿泊施設への伸ばしエビの販売が大きく減少したことで、売上高は前年同期比12.9%減少いたしました。

調理冷食は、外食向け商品は減少となりましたが、量販総菜向けの鶏肉加工品・原料、外食チェーン向け鶏肉加工品において市場にマッチした商品開発が進んだことや昨年より本格的に取扱いを開始した量販総菜向けの合鴨加工品の販売が引き続き好調であったことにより、売上高は前年同期比8.9%増加いたしました。

その結果、水産及び調理冷食の売上高は前年同期比4.1%減少いたしました。

● 農産

生鮮野菜は、外食向け玉葱、牛蒡の販売は減少いたしました。家庭用食品メーカー向けへの原料、カット野菜の販売は順調に拡大することができました。

農産加工品は、食品メーカー向けへの唐辛子、筍、トマトの新規開拓が貢献し、販売を拡大することができました。

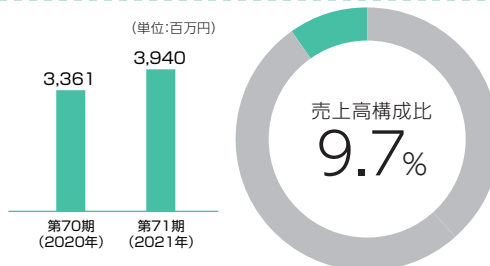
その結果、農産の売上高は前年同期比6.7%増加いたしました。

これらの理由により食品部門の売上高は20,957百万円と前年同期比8.2%の減少となり、売上総利益は2,908百万円と前年同期比4.0%の増加となりました。

海外事業部門

売上高

39億4千万円



新型コロナウイルス感染拡大のなか、輸出先国における巣ごもり需要によって一般メーカー食品の輸出が増加いたしました。また、缶コーヒー及び缶酎ハイの顧客ブランドでの開発品の販売に成功し、企画・開発商品の輸出が拡大いたしました。さらには一早くコロナ禍から脱した中国の現地法人の業績が収益面で寄与いたしました。

その結果、海外事業部門の売上高は3,940百万円と前年同期比17.2%の増加となり、売上総利益は589百万円と前年同期比20.0%の増加となりました。



缶コーヒー/珈琲鑑定士コーヒー



缶酎ハイ

(2) 設備投資の状況

連結会計年度中において継続中の主要な設備の新設

関西アライドコーヒーロースターズ(株)
コーヒーバッグ製造ライン

279百万円(2021年9月稼働予定・リース資産)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況に関しましては特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	当連結会計年度 2021年3月期
売上高(百万円)	38,545	38,549	38,179	40,512
経常利益(百万円)	630	591	290	837
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	438	413	99	469
1株当たり当期純利益	56円91銭	53円63銭	12円91銭	60円95銭
総資産(百万円)	22,206	21,922	26,235	27,142
純資産(百万円)	8,207	8,599	11,881	12,208
1株当たり純資産額	1,040円56銭	1,089円63銭	1,083円47銭	1,231円14銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、ミッションとして「世界の食の幸せに貢献する」を掲げ、長く続く会社＝200年企業を目指しております。とどまるところを知らないような新型コロナウイルスの世界的な猛威は、経済活動はもとより、人々の社会活動をはじめ様々な局面で影響を及ぼし続けております。そのほか経営環境面では、主要国間の覇権をめぐる対立の東アジアでの地政学的影響、地球規模の気候変動への対応等、世界に関係する様々なテーマが存在しております。当社グループは、そうした状況のなか、変えるべきこと、変えてはならないことを的確に峻別し、変化にしなやかに適応しながら着実に事業を進めてまいります。

当社グループは2019年度から中期経営計画「i(アイ)プロジェクト」(3か年計画)をスタートさせました。当計画は当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから満足いただき、世の中の流れを先取りしながら、企業としての収益確保と社会的課題の解決の両立をめざそうとするものです。2021年度は当計画の最終年度に当たり、その仕上げとともに、次期中期経営計画の策定に取り組んでいくことになります。前述の通り、経営的観点で先行きの変化の要素の大きさは相当なものです。リスクの中でもチャンスを見逃さないようアンテナを張り、足元を固めながら、以下を課題として挙げ、対処してまいります。

① 事業・組織・商品の新陳代謝促進の仕組み作り強化

- ・ 新型コロナウイルスによる食の構造変化等New Normalへの適応、ターゲット市場に即した商品開発
- ・ 新規事業の立ち上げのスムーズな仕組み作り
- ・ 営業プロセスの見直し等営業手法の刷新
- ・ 日常業務の棚卸、始める・止める・変えるのメリハリ
- ・ SKU削減レベルアップ

② いつでもどこでも働ける仕組み作り(ノマドワーク推進)

- ・ PCネットワーク、ソフトウェア等のインフラの整備・強化
- ・ ITリテラシーの向上

③ 従業員エンゲージメントの向上

- ・ 愛情・働きやすさ・仕事のやりがいを意識し、より働きがいのある会社へ

④ 多様な人財、人財力強化

- ・社内での人財流動化の仕組み作り、適性に応じて専門性も強化
- ・社外に向けた「知」の発信力向上、マネジメント人財育成

⑤ 健康経営推進

- ・次期中期経営計画を見据え取り組み着手

⑥ 経済的価値と社会的価値の両立及び一層の向上

- ・価格や品質訴求だけでなく、SDGs視点での価値提案
- ・CSVに立脚、サステナブルなビジネスの構築・育成・推進
- ・売上高営業利益率2%確保への基盤固め
- ・次期中期経営計画に向けた成長戦略の検討

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
シーカフェ㈱(注)1	10百万円	100.0	イタリアンレストランの経営
ユーエスフーズ㈱	50百万円	100.0	コーヒー生豆の販売
関西アライドコーヒーロースターズ㈱	330百万円	68.6	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒー・インスタントコーヒーの加工受託
石光商貿(上海)有限公司	千U.S.\$1,500	100.0	コーヒー及び食品の販売
THAI ISHIMITSU CO.,LTD.(注)2	千BAHT4,000	49.0	コーヒー及び食品の販売
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited(注)2	千INR40,000	50.0	紅茶製品の製造販売
東京アライドコーヒーロースターズ㈱	314百万円	59.2	コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒーの加工・販売

(注) 1.6月30日をもって経営している店舗を閉店する予定にしております。

2.持分は100分の50以下であります、実質的に支配しているため子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは主な事業としてコーヒー及び食品の販売を行っており、その部門別の主要品目等は次のとおりであります。

部門別	主要品目等
コーヒー・飲料部門	コーヒー生豆、レギュラーコーヒー、インスタントコーヒー、紅茶等茶類、コーヒー関連器具・備品
食品部門	瓶・缶詰、小麦加工品、調味料、乳製品、油脂、酒類、素材加工品(水産・畜産・農産)、調理加工品、生鮮野菜、野菜缶詰、塩蔵野菜、農産加工品
海外事業部門	上記品目

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

名称		所在地
当社	本社	兵庫県神戸市
	東京支店	東京都品川区
	福岡支店	福岡県福岡市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	札幌支店	北海道札幌市
	物流センター	大阪府大阪市
シーカフェー(株)	本社	東京都品川区
ユーエスフーズ(株)	本社	東京都足立区
関西アライドコーヒーロースターズ(株)	本社	兵庫県神戸市
	大阪工場	大阪府大阪市
石光商貿(上海)有限公司	本社	中華人民共和国上海市
THAI ISHIMITSU CO., LTD.	本社	タイ王国バンコク市
東京アライドコーヒーロースターズ(株)	本社	東京都大田区
	横浜工場	神奈川県横浜市
PT. SARI NIHON INDUSTRY	本社	インドネシア共和国メダン市
A.Tosh Ishimitsu Beverages India Private Limited	本社	インド共和国コルカタ市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
412名(93名)	11名増(3名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は()内に平均人員を外書で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	3,135百万円
(株)三菱UFJ銀行	1,054百万円
(株)みなと銀行	650百万円
(株)りそな銀行	617百万円

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,400,000株

(2) 発行済株式の総数 8,000,000株
(自己株式291,991株含む)

(3) 株主数 5,296名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
石光商事従業員持株会	312 千株	4.1 %
マリンフード(株)	305	4.0
(株)三井住友銀行	252	3.3
石光輝男	238	3.1
駒澤孝江	216	2.8
日米珈琲(株)	204	2.6
(株)トーホー	200	2.6
(株)みなと銀行	194	2.5
丸紅(株)	192	2.5
石光輝信	179	2.3

(注) 1.当社は自己株式を291,991株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は発行済株式の総数から自己株式数(291,991株)を控除して算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 脇 智 広	シーカフェー(株)代表取締役社長 石光商貿(上海)有限公司董事長
取締役副社長	中 埜 晶 夫	海外事業部門長
取締役	吉 川 宗 利	管理部門長
取締役	本 間 孝 三	食品部門長
取締役	小 野 智 昭	東京アライドコーヒーロースターズ(株)代表取締役社長
取締役	近 藤 直	
取締役	吉 村 美 紀	
常勤監査役	草 場 鉄 郎	
監査役	藤 井 啓 吾	
監査役	板 垣 克 己	

- (注) 1.取締役 近藤直氏及び吉村美紀氏は、社外取締役であります。
- 2.監査役 藤井啓吾氏及び板垣克己氏は、社外監査役であります。
- 3.監査役 草場鉄郎氏は、当社において関連業務を長く経験しており、監査役 藤井啓吾氏は、教職に通じ会社関連の法務に通曉しているのみならず、金融機関における豊富な知見を有しており、監査役 板垣克己氏はわが国を代表する化学メーカー及びそのグループ会社にて長く財務・会計等の管理業務を経験し、また海外含めグループ会社のCFO、監査役にも携わり、豊富な知見を有しております。3名ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.当社は、近藤直氏、吉村美紀氏、藤井啓吾氏及び板垣克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5.当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 新任 2020年6月26日開催の第70期定時株主総会において、本間孝三氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- ② 退任 2020年6月26日開催の第70期定時株主総会の終結の時をもって、取締役上野知成氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	近 藤 直	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に出身分野である食品業界で長年培った知識・見地から適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から経営について高度な助言及び監督に務めております。
取締役	吉 村 美 紀	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、国連で途上国の居住環境や食糧問題に取り組まれた知識・見地から適宜発言を行っております。期待される役割については、独立した立場から重要な意思決定や経営全般の監督に務めております。
監査役	藤 井 啓 吾	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	板 垣 克 己	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、監査役の立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は当社の取締役の報酬を、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、社会等における様々なバランスを考慮し、また人材確保の視点で競争力を保ち、各職責を踏まえた適正な水準とすることです。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての金銭報酬及び同株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬の

みを支払うこととしています。

取締役の基本報酬・業績連動報酬を含めた種類別の報酬額・報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、社外取締役を主要メンバーとする報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会に答申するものとしています。

報酬の種類ごとに、基本報酬については、月例の固定報酬とし、職務内容・責任、世間水準及び従業員との整合性を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、報酬諮問委員会が個別の基本報酬についてチェックを行い、取締役会で決定されます。業績連動報酬等については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定量目標及び定性目標の達成度を反映させて算出した報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。業績連動報酬等の内一定割合を金銭報酬、残りを取締役退任時までの譲渡制限付株式、すなわち非金銭報酬としています。業績連動報酬等の評価のための各目標項目の達成及び実績度合の評点の目安は報酬諮問委員会から示されます。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、報酬諮問委員会の設置が2020年8月であったことから、社外取締役による個別の基本報酬のチェックによっておりますが、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、職務内容・責任、世間水準及び従業員給与等とのバランスを考慮しチェックが行われているため、取締役会は問題がないと判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬の額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において年額216,000千円以内(内社外取締役分は12,000千円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含んでおりません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は1名)です。

当社監査役の基本報酬の額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

なお、2021年3月期に係る定時株主総会では、取締役及び監査役の上記年額の変更(引き上げ)の上程を行います。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役会の委任により、社外取締役がチェックを行い、取締役会で決定することとしております。

なお、2020年8月に過半数の委員が社外取締役で構成される①の報酬諮問委員会が取締役会の下部機関として設置され、当委員会が取締役会の諮問に応える形で報酬等の額やその算定方法の決定に関する方針について提言を行っております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬別の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	63,992 (8,850)	63,992 (8,850)	—	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,600 (7,200)	18,600 (7,200)	—	—	3 (2)

(注) 上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

⑤業績連動報酬等に関する事項

当事業年度における該当事項はありませんが、2021年3月期に係る定時株主総会では、2021年4月から適用する業績連動報酬等の導入について上程を行います。

⑥非金銭報酬等の内容

当事業年度における非金銭報酬はありませんが、2021年3月期に係る定時株主総会では、2021年4月から適用する業績連動報酬等の内の非金銭報酬(株式報酬)についても上程を行います。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62,600千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「国際業務に関するアドバイザリーサービス」、「収益認識基準の適用に関する助言・指導業務」、「J-SOX助言業務」についての対価を支払っております。当該対価は、上記(2)会計監査人の報酬等の額②に含まれております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する適切な利益還元を最重要課題の一つとして位置づけ、業績に応じ、かつ安定した配当を行うことを基本方針とし、個別での配当性向30%を目標としております。

2021年5月21日開催の取締役会において、第71期の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただくことを決議いたしました。

当期の1株当たり配当額 金10円

配当総額 77,080,090円

効力発生日 2021年6月8日

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注)本事業報告中の記載金額・株数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	19,965,101
現金及び預金	4,826,928
受取手形及び売掛金	9,035,044
商品及び製品	4,006,373
未着商品	920,813
仕掛品	20,610
原材料及び貯蔵品	573,299
その他	606,404
貸倒引当金	△24,372
固定資産	7,172,199
有形固定資産	5,825,196
建物及び構築物	1,740,564
機械装置及び運搬具	957,813
土地	2,562,471
リース資産	434,608
その他	129,739
無形固定資産	160,108
リース資産	104,417
その他	55,690
投資その他の資産	1,186,894
投資有価証券	734,976
繰延税金資産	61,858
その他	468,490
貸倒引当金	△79,262
繰延資産	5,283
社債発行費	5,283
資産合計	27,142,584

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	10,690,427
支払手形及び買掛金	4,488,809
短期借入金	2,700,000
1年内償還予定の社債	56,000
1年内返済予定の長期借入金	1,396,684
リース債務	154,433
未払金	1,167,363
未払法人税等	242,416
未払消費税等	66,583
賞与引当金	231,667
その他	186,469
固定負債	4,243,733
社債	260,000
長期借入金	2,636,440
リース債務	464,390
繰延税金負債	307,701
退職給付に係る負債	357,429
役員退職慰労引当金	6,116
長期未払金	603
資産除去債務	128,381
その他	82,672
負債合計	14,934,161
純資産の部	
株主資本	9,176,814
資本金	623,200
資本剰余金	902,444
利益剰余金	7,758,710
自己株式	△107,540
その他の包括利益累計額	312,788
その他有価証券評価差額金	163,358
繰延ヘッジ損益	137,035
為替換算調整勘定	12,394
非支配株主持分	2,718,820
純資産合計	12,208,423
負債純資産合計	27,142,584

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
売上高		40,512,200
売上原価		34,223,062
売上総利益		6,289,137
販売費及び一般管理費		5,378,324
営業利益		910,813
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,532	
受取賃貸料	18,540	
受取補償金	24,253	
為替差益	4,863	
業務委託収入	11,400	
その他	28,084	110,674
営業外費用		
支払利息	71,306	
持分法による投資損失	90,554	
その他	21,645	183,506
経常利益		837,981
特別利益		
固定資産売却益	316	316
特別損失		
投資有価証券評価損	499	
固定資産売却損	36,646	
固定資産除却損	1,567	
減損損失	73,231	111,944
税金等調整前当期純利益		726,353
法人税、住民税及び事業税	278,491	
法人税等調整額	△76,339	202,151
当期純利益		524,201
非支配株主に帰属する当期純利益		54,429
親会社株主に帰属する当期純利益		469,772

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位: 千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	13,632,488
現金及び預金	1,723,970
受取手形	181,280
売掛金	6,488,094
商品	3,546,604
未着商品	920,813
前払費用	56,375
未収入金	293,518
その他	448,508
貸倒引当金	△26,677
固定資産	4,053,396
有形固定資産	2,201,263
建物	926,245
構築物	2,386
機械及び装置	722
工具器具備品	5,872
土地	1,206,795
リース資産	51,843
その他	7,397
無形固定資産	149,281
ソフトウェア	36,483
リース資産	104,417
その他	8,380
投資その他の資産	1,702,851
投資有価証券	376,072
関係会社株式	922,032
出資金	28,597
関係会社出資金	37,860
長期貸付金	83,123
破産更生債権等	172,320
長期前払費用	6,785
敷金保証金	180,819
その他	39,310
貸倒引当金	△144,071
繰延資産	5,283
社債発行費	5,283
資産合計	17,691,168

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	8,478,841
支払手形	12,044
買掛金	3,423,918
短期借入金	2,200,000
1年内償還予定の社債	56,000
1年内返済予定の長期借入金	1,384,684
リース債務	82,775
未払金	888,578
未払費用	34,544
未払法人税等	165,999
前受金	16,701
預り金	14,195
前受収益	1,980
賞与引当金	185,402
その他	12,017
固定負債	3,294,639
社債	260,000
長期借入金	2,609,440
リース債務	86,006
繰延税金負債	269,649
退職給付引当金	15,489
長期未払金	603
その他	53,450
負債合計	11,773,480
純資産の部	
株主資本	5,654,591
資本金	623,200
資本剰余金	357,000
資本準備金	357,000
利益剰余金	4,781,931
利益準備金	84,700
その他利益剰余金	4,697,231
固定資産圧縮積立金	560,646
別途積立金	2,857,000
繰越利益剰余金	1,279,584
自己株式	△107,540
評価・換算差額等	263,096
その他有価証券評価差額金	126,061
繰延ヘッジ損益	137,035
純資産合計	5,917,688
負債純資産合計	17,691,168

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
売上高		36,251,952
売上原価		31,290,851
売上総利益		4,961,101
販売費及び一般管理費		4,425,560
営業利益		535,540
営業外収益		
受取利息及び配当金	42,818	
受取賃貸料	79,440	
為替差益	6,546	
その他	22,515	151,321
営業外費用		
支払利息	53,800	
賃貸収入原価	16,433	
その他	8,668	78,903
経常利益		607,958
特別利益		
固定資産売却益	308	308
特別損失		
固定資産除却損	85	
投資有価証券評価損	499	
関係会社株式評価損	121,842	122,427
税引前当期純利益		485,839
法人税、住民税及び事業税	197,071	
法人税等調整額	△18,527	178,543
当期純利益		307,295

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

石光商事株式会社
取締役会 御中

2021年5月18日

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 村 康 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石光商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

石光商事株式会社
取締役会 御中

2021年5月18日

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 東 昌 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 村 康 弘	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石光商事株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

(注) 監査役藤井啓吾及び監査役板垣克己は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

石光商事株式会社監査役会

常 勤 監 査 役 草 場 鉄 郎 ㊞

監 査 役 藤 井 啓 吾 ㊞

監 査 役 板 垣 克 己 ㊞

以 上

会社情報 (2021年3月31日現在)

A.Tosh Ishimitsu Beverages
India Private Limited

インドにおいて紅茶製品の製造販売
しております。

石光商貿(上海)有限公司

中華人民共和国においてコー
ヒー、食品等の販売をしており
ます。

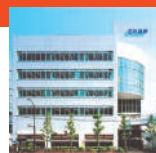
PT. SARI NIHON INDUSTRY
インドネシアにおいて飲料製品
の製造販売をしています。

THAI ISHIMITSU CO., LTD.

タイ王国においてコーヒー、食品等
の販売をしています。

当 社

当社取扱主要品目を海外から輸入又は
国内で仕入れ、全国のコーヒー焙煎業
者、業務用食品問屋、飲料メーカー、
食品加工メーカー、量販店、外食チ
ェーン等に販売しております。



本 社

- 本社 神戸市灘区岩屋南町4-40
- 東京支店 東京都品川区南大井6-26-2
- 福岡支店 福岡市博多区博多駅南1-15-22
- 名古屋支店 名古屋市中区五反田町91
- 札幌支店 札幌市中央区北1条西9-3-10
- 物流センター 大阪市西淀川区福町1-2-24



札幌支店

東京支店

シーカフェ(株)
イタリアンレストランを営んで
おります。

ユーエスフーズ(株)
コーヒー生豆を自家焙煎喫茶店等の
小口ユーザーに販売しております。

東京アライドコーヒーロースターズ(株)
コーヒー生豆の焙煎及びレギュラー
コーヒーの加工・販売をしています。

物流センター

福岡支店

名古屋支店

関西アライドコーヒーロースターズ(株)
コーヒー生豆の焙煎及びレギュラーコーヒー・
インスタントコーヒーの加工受託をしています。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日 (剰余金の配当をする場合)	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
事務取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
上場証券取引所	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL https://www.ishimitsu.co.jp/ir/koukoku/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他 のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新 聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。株主名簿管理人(三井住友信託銀行)ではお取扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、上記特別口座の口座管理機関(三井住友信託銀行)にお問合せください。
- 未受領の配当金につきましては、三井住友信託銀行本支店でお支払いいたします。

中期経営計画(FY2019～2021)iプロジェクト

社員一人ひとりが主体的に・Innovative(革新的)に・愛情をベースに

ミッション「世界の食の幸せに貢献する」200年企業を目指す

- ・財務の健全化
- ・人財の強化
- ・経済的価値(収益、キャッシュ・フローの着実な向上)
- ・社会的価値(SDGsを基軸)



社会、お客様、社員、株主等のステークホルダーから必要とされ続ける会社、そのための仕組み化
経営の仕組み、人事の仕組み、商売の仕組み、働く仕組み

FY2020の進捗

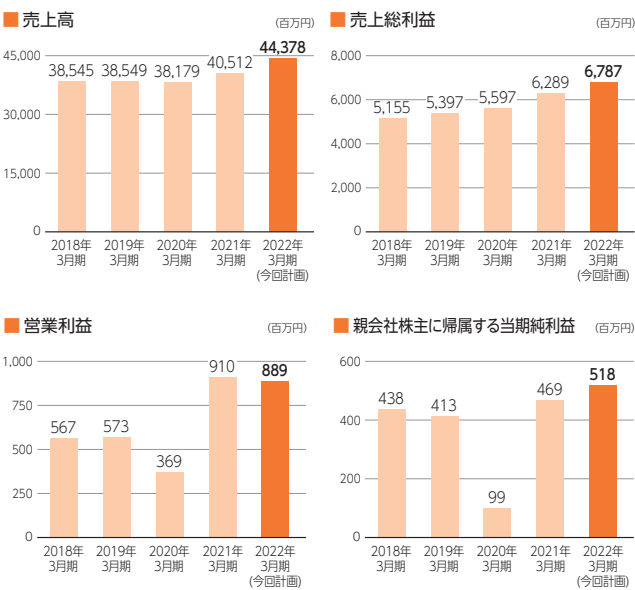
	当初計画値	実績値	
売上高	416億36百万円	405億12百万円	計画比 △2.7%
売上総利益 (利益率)	59億48百万円 (14.3%)	62億89百万円 (15.5%)	計画比 5.7%
営業利益	7億36百万円	9億10百万円	計画比 23.6%
親会社株主に帰属する 当期純利益	4億39百万円	4億69百万円	計画比 6.9%

トピックス

- **連結子会社化した東京アライドコーヒーロースターズ(株)の業績改善**
協業体制とコーヒー事業の一層の強化の成果が現われました。
- **ノマドワークプロジェクトに着手・働き方の多様化実現**
テレワークやZOOMでの会議、商談が増加いたしました。
- **石光商事オンラインストアの開設**
業務用を中心に事業を展開している当社が、個人のお客様にもご利用いただけるECサイトを開設いたしました。
- **豊岡市との取り組み**
コウノトリの野生復帰を背景にした取り組みに共感し、「コウノトリ育むお米」の欧州向けの輸出を開始いたしました。

FY2021の計画

	当初計画値	今回計画値
売上高	437億1百万円	443億78百万円
売上総利益	63億41百万円	67億87百万円
営業利益	8億50百万円	8億89百万円
親会社株主に 帰属する 当期純利益	5億4百万円	5億18百万円



FY2021 各仕組み作り強化へのアクション

- ① 事業・組織・商品の新陳代謝促進の仕組み作り強化
- ② いつでもどこでも働ける仕組み作り(ノマドワーク推進)
- ③ 従業員エンゲージメントの向上
- ④ 多様な人財、人財力強化
- ⑤ 健康経営推進
- ⑥ 次期中期経営計画に向けた成長戦略の検討

期末の株主通信(報告書)につきましては、「定時株主総会招集ご通知」と統合することといたしております。
なお、中間の株主通信(報告書)につきましては従来どおりお送りする予定です。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

地方創生
×
石光商事

兵庫県豊岡市コウノトリ 共生部農林水産課及び JAたじま等との取り組み



世界的な新型コロナウイルスの影響により、2020年11月、当社の掲げる「ノマドワーク」の一環で、豊岡市エコハウスでお試しワーケーションを実施いたしました。滞在中、同市前野副市長と会談し、「小さな世界都市-Local & Global City」の取り組みを確認し共感いたしました。その後、同取り組みの根幹である“コウノトリ野生復帰のストーリーを背景としたコウノトリ育むお米の輸出”を進めるビジネスパートナーとして、豊岡市及びJAたじま等と共にEUの販路開拓を進めています。

当社は豊岡市をはじめ、日本の素晴らしい伝統産業、環境保全型農業の持続可能な取り組みに参画し、海外への啓蒙活動を含めたビジネスパートナーを目指しています。



産地貢献
×
石光商事

インド テスタ 取組



当社コーヒー飲料部門では、「顧届けします。孫子の代まで」をキャッチにあるテスタバレー農園と持続可。ご存じの通り、インド・ダージリンですが、環境の悪化に加え、農園の定が図られていません。当社は、イン持続可能な生産体制の構築により、想とし、同地区への支援を行って、割合の計画的茶木の植え替えによる環境の向上、低農薬栽培にもつなげ、います。

当社は、紅茶、コーヒー、野菜等の等、先進的な農業を応援することで、

・ダーズリン地区 バレー農園との み

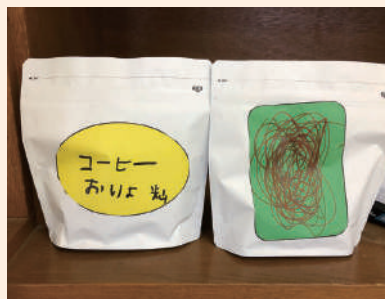


客、消費者においしいダーズリンをお
チフリーズに、インド・ダーズリン地
能な茶葉生産の取り組みをしていま
地区は、世界的に有名な紅茶の産地
手入れが行き届かずに生産量の安
ド・ダーズリン地区が、高品質紅茶の
経済的に自立し続ける社会構築を理
ます。主要な取り組みは、毎年一定
持続可能な生産基盤作りです。労働
茶葉の安定供給、環境改善を図って

生産地環境対策、労働条件の改善
持続可能な食を提案し続けます。

地域貢献
×
石光商事

神戸市立青陽東養護学校 「せいようの子トライやる ウィーク」に参加



神戸市立青陽東養護学校では「せいようの子トライやる ウィーク」と題
し、中学2年生が、地域企業で1週間の職業体験を行います。昨年(2020年)
はコロナ禍の影響もあり、地域企業が同校を訪問して行う研修企画となり
ました。参加当日は10月1日「コーヒーの日」でもあるため、2年生全員に、グ
アテマラ産ピーベリーを手網で焙煎、メッセージ付きラベルを付けてお父
さん、お母さんにプレゼントをする企画で参加いたしました。当社は、コーヒ
ーが多くの人を喜ばせる力を持っていると信じています。お父さん、お母さ
んを思い、焼いたコーヒーは、そのあと、素敵な家族の時間を作ってくれた
…と信じています。

当社は、コーヒーや食品を使い、地域で多様性を表現できる場を提供し
たいと考えています。フードバンク、子ども食堂等への支援を含め、地域と
ともに持続可能なあり方を模索いたします。

株主総会会場ご案内図

会 場 シマブンコーポレーション本社ビル 4階 ホール

神戸市灘区岩屋中町4丁目2番7号

電 話 078-861-7791 (石光商事本社)



交通のご案内

阪神電車本線「岩屋(兵庫県立美術館前)駅」下車 徒歩約3分
JR神戸線「灘駅」下車 南出口徒歩約5分

※株主総会会場には、国道2号線側の正面玄関をご利用ください。

駐車場がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。